答 弁 第 一 九 号昭和六十年四月二日受領

内 閣衆質一〇二第一九号

昭 和 六 十年四日 月二 日

内 閣 総 理 大 臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆 議院議員上 原康 助 君 提 出 沖 縄  $\bigcirc$ 米 軍 基 地内の未契約者所有 の土地 に対する強制使用に関する

質問 に 対 Ļ 別紙答 弁書 を送付する。

衆 議 院 議 員 上 原 康 助 君 提 出 沖 縄  $\mathcal{O}$ 米 軍 基地 内 0) 未 契約 者 所有 の 土 地 に · 対 す る 強 制 使

用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

沖 縄  $\mathcal{O}$ 復 帰 以 後、 駐留 軍 . の 用に供するため、 沖縄における公用 地等の暫定使用に関する法律

昭昭 和 兀 <del>+</del> 六年 法律第百三十二号)に基づき昭 和四 十七 年五 月十五 日 以 後に お いて 使 用 L た土 地

に 係 る 施 設 名 等 は 別 表 第 0) とお りで あ り、 日 本 玉 とア メ IJ 力 合 衆 玉 لح  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 相 互 協 力 及 び

安 全 保 障 条 約 第 六 条 に 基 づ < 施 設 及 び 区 域 並 U に 日 本 国 12 お け る 合 衆 玉 軍 隊  $\mathcal{O}$ 地 位 に 関 す る 協

定  $\mathcal{O}$ 実 施 に 伴う 土 地 等  $\mathcal{O}$ 使 用 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 昭 和 + 七 年 法 律 第 百 兀 + · 号。 以 下 駐 留

軍 用 地 特 措 法 とい . う。 に基づき昭 和 五. 十 七 年五 月十五 日以後に お いて 使用 した土地に係る施

設名等は、別表第二のとおりである。

ま た、 *今* 回、 駐 留 軍 用 地 特 措 法 に基づい き 使 用 しようとし てい る土 地 に係 る 施 設 名 等 は 別 表 第

 $\equiv$ 0) とお りで、 これ 5  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 使 用 期 間 は 未定 で あ る。

三について

駐 留 軍 用 地特措 法 の施 行の 日以後において、 駐留 軍用地 特措法に基づき使用 し、 又 は 収 用し

た土 地等に 係 る施設名等は、 及び二につい てにおいて述べ たものを除き、 別表第 兀 0 لح お り

である。

四について

*今* 回、 駐 留 軍 用 地 特 措 法 12 基 づ き 使 用 しようとする土 地 で、 沖 縄 県  $\mathcal{O}$ 区 域 内 に お け る 位 置 境

界 不 明 地 域 内  $\mathcal{O}$ 各 筆  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 位 置 境 界  $\mathcal{O}$ 明 確 化 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 昭 和 五 十 二 年 法 律 第 兀

十号)の 手 続 が完了して **,** \ な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ に係 る施 設 名 等 は 別 表 第 五  $\mathcal{O}$ と お り で あ る。

また、 これらの土地については、 位 置 境 界明 確化作 . 業 を通 じ、 現 地 に 即 して特定できる 0)

で、 駐 留 軍 用 地 特 措 法 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 使 用 認 定 申 請 書  $\mathcal{O}$ 添 付 書 類 で あ る 土 地 等  $\mathcal{O}$ 調 書 及 び 义 面 並 び に

駐 留 軍 用 地 特 措 法 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 適 用 さ れ る土 地 収 用 法 昭昭 和 二十六 年 法 律 第二百 + 九

号) 第三十 六 条  $\mathcal{O}$ 土 地 調 書  $\mathcal{O}$ 作 成 は 可 能 で あ る。

五から九までについて

駐 留 軍 用 地 特 措 法 第三条にいう 適 正且つ合理的であるとき」とは、 日米安全保障条約第六条

12 規定す る 目 的 達 成  $\mathcal{O}$ た 8 駐 留 す る米 軍 が 施 設 及び 区域として土地を使用することについて、

その必要性が客観的に認められるときである。

十について

今 回 駐 留 軍 用 地 特 措 法に 基づき使用しようとする土地 の所有 者が、 前 口 し と 比 べ て 増 加 L た

ことによるものである。

十一について

嘉 手 納 飛 行 場 12 所 在 す る 嘉 手 納 町 字 東 野 理 原  $\equiv$ 五.  $\bigcirc$ 番 三 五. 番 及 び 三 八 番  $\mathcal{O}$ 三 筆  $\mathcal{O}$ 土 地

面 積 は 約 千 百 平 方 メ 1 ル で あ る。

12

係

る

所

有

者

は

昭

和

六

+

年

三

月

+

日

現

在

千

六

百

九

+

名

と

承

知

L

7

お

り、

れ

5

 $\mathcal{O}$ 

土

地

 $\mathcal{O}$ 

## 十二について

御 質 間  $\mathcal{O}$ 那 覇 市 所 有  $\mathcal{O}$ 土 地 は、 普 天 間 飛 行 場 に 所 在 す る 二 筆  $\mathcal{O}$ 土 地 及 び 那 覇 港 湾 施 設 に 所 在

す る + 九 筆  $\mathcal{O}$ 土 地 で あ り、 れ 5  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 面 積 は そ れ ぞ れ 約 千 九 百 平 方 X 1 ル 及 U 約 千

五. 百 平 方 メ 1 ル で あ る。 れ 5  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 使 用 期 間 12 0 1 7 は 及 び 二に 0 1 7 に お 1 7 沭

べたとおりである。

那 覇 港 湾 施 設 に 0 1 7 は 移 設 先  $\mathcal{O}$ 選 定 が 木 難 で あ り、 当 該 施 設  $\mathcal{O}$ う 5 貯 油 施 設 地 区 を 除 き

返 還  $\mathcal{O}$ 見 通 L を 得 る に 至 0 7 1 な 1 0 ま た、 牧 港 住 宅 地 区 12 0 1 7 は 現 在 移 設 工 事 を 実 施

中 で あ り、 工 事  $\mathcal{O}$ 完 了 後、 返 還 され る予 定 で あ る。

## 十三について

政府としては、 従来から、日米安全保障条約 の目的 の達成と沖 縄 振 興開 発 計 画  $\mathcal{O}$ 推進との 調

和を図りつつ、日米安全保障協議委員会において了承された施設及び 区域の 整理統 合計 三画を実

その推進に努めてまいりたい。

右答弁する。

施してきているところであり、今後とも、

施	18	ž	名		件	数	面	積
<b>=</b>	ザ 道	fi .	信	所		1		千m² 0.4
+ +	/ ル	ププ	<sup>四</sup> 桑	江		129		630
+ +	ンフ		慶	覧		410		953
瑞慶		通	信	所		35		76
泡潮		信	施	設		121		104
ホワイ		ピー	チ地	区		6		13
泡水		庫	地	区		3		2
久 場	<b>崎</b> 学		地	区		6		2
普 天		飛	行	場		51		137
キャ	ンプ・	マ	- シ	-		25		42
中 ヤ	ン プ	• 7	<i>"</i> –	×		5		1
牧 港	補	給	地	区		46		84
牧 港	住	宅	地	区		81		81
那	港	湾	施	設		69		67
那覇空	軍 • 淮	軍補	助施	設		129		378
那	覇 サ	-	1	1		13		18
新	里 追	1	信	所		8		16
知 念	補	給	地	区		7		19
与 座	岳 陸 軍	祖 補 .	助 施	設		14		39
南	部 弹	<b>1</b>	薬	庫		2		3
陸 軍	貯	油	施	設		74		88
那覇	海 軍	航空	2 施	設		8		12
	波 訂		練	場		1		4,338
	志 訓		練	場		5		2
	嘉 訓	11 3	練	場		2		0.4
知 念	第 -	- サ	1	F		1		0.1
知 念	第二	50 50	1	١.		4		6
	岳航空		信 施	設		20		28
与 座		サ	1	٢		2		7
宮古	島航空	通通	信 施	設		1		15

である。

別表第一

施	設	名		件	数	面	積
北 部	訓	練	場		2	于1 5 <b>,</b> 9	n² 67
奥間レ	スト・セ	S 20000 Apr	-		4		68
伊江島	高補 助	飛 行	場		75	7	46
八重	岳 通	信	所		2		37
キャン	プ・シ	ュワ	ブ		9	15,1	79
辺 野	古 弾	薬	庫		1	6	63
キャン	プ・ハ	ソセ	v		3	1,1	71
屋 嘉 レ	スト・セ	ェンタ	-		1	(	0.3
金武レッ	ド・ビー	チ訓練	場		4		7
金武ブル	-・ビー	チ訓練	場		4		3
ボロー・	ポイント	射 撃	場		435	9	76
嘉手糸	外 弾 薬	庫 地	区		207	9,8	57
知 花	サ	1	+		1		92
石川陸	軍 補	助 施	設		2	(	).4
読 谷 陸	臣 軍 補	助 施	設		15		20
楚 辺	通	信	所		80	1	06
読 谷	補 助 飛	行	場		44		59
天	願 桟	È	橋		1		1
キャン	プ・コー	- h =	-		4		6
天 願	通	信	所		26		75
キャン	プ・マク	トリア	ス		23		19
キャン	プ・シ	ール	ズ		20		62
+ + ;	/ プ・	^ -	グ		17		42
平 良	川通	信	所		11		1
波 平 🛭	軍 補	助 施	設		15		11
トリ	イ 通 信	施	設		151	5	33
嘉 手	納飛	行	場		372	2,2	96
嘉手	納住宅	地	区		19		15
砂辺障	臣 軍 補	助 施	設		18		8
カシジ	陸軍補	助 施	設		5		4

備考: 1 使用期間は、昭和47年5月15日から10年を超えない範囲内 2 所有者数については、承知していない。

## 別表第二

	施	ñ	艾	名		件	数	所有者数	面 積	使用期間
伊	江	島補	助疗	18 行	場	2	26	28	千m² 404	年 5
嘉	手	納弾	薬庫	車 地	区	j	13	20	51	5
読	谷	補旦	助 飛	行	場		1	1	1	5
丰	ヤ	ンプ	・シ -	- ル	ズ		2	2	3	5
٢	IJ	1 j	通信	施	設	1	11	11	24	5
嘉	手	納	飛	行	場	2	29	36	104	5
牛	ャ	ン	プ	桑	江		5	5	20	5
牛	+	ν :	プ瑞	慶	覧	]	10	17	16	5
普	天	間	飛	行	場		5	5	14	5
牧	港	補	給	地	区		7	8	10	5
牧	港	住	宅	地	区		8	8	24	3
那	覇	港	湾	施	設		1	1	1	2
		3	,				3	3	15	5
陸	軍	貯	油	施	設		4	4	1	2
			,				4	4	6	5

別表第三

積	面	所有者数	数		名		設	施	
于m <sup>5</sup> 404		31	27	場	行	助飛	島補	江	伊
51		20	13	区	地	薬 庫	內 弾	手	嘉
1		1	1	場	行	飛	補助	谷	読
3		2	2	ズ	ル	シー	ソ プ・	ヤ	丰
24		15	11	設	施	信	イ 通	IJ	4
104		1,726	32	場	行	飛	納	手	嘉
20		5	5	江	桑	プ	ン	ヤ	牛
15		10	10	覧	慶	瑞	ンプ	ヤ	+
14		5	5	場	行	飛	間	天	普
10		8	7	区	地	給	補	港	牧
15		3	3	設	施	湾	港	覇	那
$\epsilon$		4	4	設	施	油	貯	軍	陸

備考: 件数、所有者数及び面積は、昭和60年3月20日現在のものである。

数	量	使 用 期 間	裁決年月日
土 地	坪 20	3年2月	昭.28. 1.13
3	23	1年	,
3	4	2年	,
3	13	3年	昭.31. 3.27
3	34	2年	昭.28. 1.13
3	26	1年	,
4	24	2年	,
3	108	2年	昭.28. 1.19
3	45	2年1月	昭.28. 1.21
3	45	_	昭.30.3.1
1	258	1年	昭.28. 1.27
3	441	1年	3
4	219	1年	*
土 地建 物	1,050 132 1式	】 1年	3
土 地	250	1年	昭.28. 4. 9
3	257	1年8月	昭.28. 4.16
3	72	_	昭.32. 4. 4
工作物等	1式	2年5月	昭.28. 4.16
土 地	610	1年8月	昭.28. 4.23
土 地 物	343 97	10月	昭.28. 5.21
土 地	103,665	_	昭.28. 6.30
土 地建 物	1,175 4,794 1式	1年6月	昭.28. 7.15
土 地	1,439	3	3
土 地 建 物	665 518	1月	昭.28. 7.25

## 別表第四

施	設	á	各	使用•4	収用の区分	所	有	者	数
横浜自	1 動 1	車 部	隊	使	用				3
	1				3				1
	3				4				1
	1				,				3
1 号	住 宅	地	区		4				2
	4				4				1
2 号	住 宅	地	区		4				1
岩 国	飛	行	場		4				1
キャン	プ・カ	- バ	-		3				1
	4			収	用				1
アメリ	カ村住	宅地	区	使	用				1
	3				*				1
三 菱	商 事	ť	ル		*				1
USハウ	ス(名	古屋	市)		3				1
通信	隊	地	区		,				1
横 田	飛	行	場		,				2
	1			収	用				1
八重州	ビル軍	属宿	舎	使	用				1
横 田	飛	行	場		,				1
USA	ウス (	岡 山	市)		,				1
立川飛行	万場 兵	舎 地	区	収	用				1
アーニィ	• パイ	「ル劇	場	使	用				1
黒 髪 山	住;	色 地	区		,				3
婦人:	应 44	64.4	^		,				3

数	量	使 用 期 間	裁決年月日
土 地	2,471		昭.29. 7. 6
3	20,236	1年7月	昭.30. 9.15
土 地 建 物 工作物等	1,393 5,394 1式	8月	昭.31. 2.16
土 地 建 物 工作物等	1,056 6,387 1式	2年	昭.32. 1.27
土 地	166	6年	昭.33. 3.27
4	236m²	2年5月	昭. 36. 10. 12

施設	名	使用•収	用の区分	所 有	者 数
串 本 通 信 施	設	収	用		2
岸根バラッ	クス	使	用		1
第一ホテル士官	宿舎		;		1
大阪ビル婦人	宿 舎		,		1
相模原家族住宅	地区	3	,		1
根岸住宅地	区	3	:		1

別表第五

積	面	所有者数	数	件		名	Ž	記		施	
千m <sup>5</sup>		2	2		ズ	- ル	シ	プ・	ン	ャ	+
21		1,693	6		場	行	飛	納	e e	手	嘉
4		2	2		江	桑	プ	ν		ヤ	キ
9		2	2		場	行	飛	間		天	普
2		2	2		区	地	給	補		港	牧

備考: 件数、所有者数及び面積は、昭和60年3月20日現在のものである。